

令和2年5月7日

保護者様

保健体育課長

一斉臨時休業期間中の給食費についてのお知らせ

保護者の皆様におかれましては、日頃より学校給食にご理解とご協力をいただきまして有り難うございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策のため、児童生徒の健康・安全と感染の拡大防止を第一に考え、船橋市立小学校、中学校及び特別支援学校の臨時休業期間を令和2年5月31日（日）まで延長いたします。このことに伴い、休業期間中の学校給食費を、ご返金させていただきます。

今後、教育委員会保健体育課にて令和2年5月上旬に精算を行い、令和2年5月末以降に、現在の給食費引き落とし口座及び登録していただいている還付口座へ還付を行い、精算に関する書類につきましては、後日送付する予定であります。

つきましては、給食費引き落とし口座を解約する場合は、還付金の入金を確認できるまで解約は行わずにお願いいたします。すでに口座を解約された場合、または給食費引き落とし口座を登録されていない場合は、下記連絡先までご連絡をお願いいたします。

お手数をおかけして申し訳ありませんが、ご対応よろしくをお願いいたします。

お問い合わせ保健体育課 給食費係

☎047(436)2418